

応用研究（下水道）公募実施要領（継続）

1. 公募内容

1.1. 公募目的

本事業は、令和7年度に実施した研究のうち、以下の公募課題について技術の発展に向けた支援を継続して実施することを目的とする。

1.2. 公募課題

令和8年度に公募の対象とする応用研究課題は、次のとおりです。

- (1) 下水汚泥焼却灰からのリン酸抽出グリーン新技術
- (2) 嫌気性アンモニア酸化反応を利用した下水と返流水の統合処理に関する研究
- (3) デジタルツインと小型ドローンによる下水道管点検のDXソリューションの開発

1.3. 履行期間

契約締結日の翌日～令和9年3月12日を予定

1.4. 参加資格要件

本事業において、応募資格を有するのは、以下の(1)に該当する機関、又は(1)に該当する機関を含む複数の機関からなる共同研究体（以下の(1)に該当する機関からなる共同研究体、又は以下の(1)に該当する機関及び(2)に該当する機関からなる共同研究体）である。

- (1) 民間研究機関（研究部門を保有している機関）
- (2) 上下水道審議官が委託研究を実施することが適当であると認める個人、団体、及び大学等の研究機関（大学共同利用機関法人を含む）

共同研究体の各構成者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者で、かつ、国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこととします。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）」に規定する応募制限者でないこととします。さらに、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこととします。

1.5. 費用の負担

国土交通省の費用負担の限度額は次のとおりです。

費用負担限度額（令和8年度）：1技術あたり2,500万円（税込み）

※費用負担限度額については、間接費込みです。また、本手続きは令和8年度予算の成立を前提にして実施するものであるため、予算が成立しなかった等の場合には、契約の締結ができない場合もあります。

1.6. 有識者委員会による審査

有識者委員会により応募書類の審査、ヒアリング審査を行い、その結果に基づき事業実施者を選定します。有識者委員会においては、実施方針、実施フロー、工程表、提案内容等についてプレゼンテーションを行っていただきます。

なお、有識者委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、予めご了承ください。

1.7. 委託研究契約

事業実施者決定後、委託研究契約に必要な実施計画書等の承諾関係書類（様式等については別途通知します。）を提出いただき、国土交通省と委託研究契約を締結します。なお、委託研究契約期間は令和8年度の単年度とします。

1.8. 委託研究契約に関する留意事項

委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、委託研究契約条件については、別添資料1「委託研究契約書（案）」を御確認ください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書（例）」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出していただきます。

1.9. 成果品の取扱い

事業実施者は、以下の成果品類を提出していただきます。なお、国土交通省に提出された報告書の公開等の取扱いについては、別添資料1「委託研究契約書（案）」を御確認ください。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 報告書（A4判） | 1部 |
| (2) その他委託者が指示するもの | 1式 |

※製本したものと併せて、電子データを提出してください。

1.10. 応用研究実施上の条件

事業実施者は以下の条件を遵守してください。

- (1) 本事業は、国土交通省またはその指定する者の監理のもとに実施することとしていることから、事業実施中は委託者の指示に従ってください。
- (2) 本事業の実施に際して、打合せ回数は3回以上とし、打合せ後は速やかに記録を作成し、国土交通省の担当職員に提出すると共に、打合せ記録は全て報告書に添付してください。
- (3) 研究実施部門、契約手続き等の事務部門といった適切な実施体制の構築及び人員の確保を行ってください。
- (4) 研究の進捗状況を確認するため、中間報告会を開催し、有識者委員会に対して進捗状況の確認等を実施します。中間報告会の開催は、令和8年12月頃を予定しています。

1.11. 知的財産権の排他的実施の制限

本事業の成果について、国家的見地から緊急的な対応が必要な場合等公共目的で広く利用する必要が生じた場合には、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該応用研究の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

1.12. 事後評価

本事業の成果について、有識者委員会による事後評価を実施し、評価結果を公表します。

2. 応募要領

2.1. 応募書類

応募書類は指定した様式を参考として、日本語で作成し、指定した枚数を大幅に超えることや枠をはみ出して作成することのないようお願いします。また、文字についても読みやすいフォント且つ大きさとしてください。

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- 様式1 応募書類チェックリスト
- 様式2 応募様式
- 様式3 応用研究計画
- 様式4 必要経費概算
- 様式5 研究履歴

2.2. 応募書類に関する留意事項

提出された応募書類については、本公募文に従わない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合、あるいは、応募資格を有しない者の応募書類である場合には、審査対象とならないことがあります。

2.3. 添付書類

必要に応じて、次のものを提出していただきます。

- (1) 応募者の会社定款（全ての者） ※地方公共団体は不要です。
- (2) 提案技術の説明資料等
- (3) 過去の類似研究の説明資料（研究担当者の過去の研究成果の中で今回の提案技術と類似したものがある場合には、その説明資料を添付してください。なお、様式は自由としますが、各研究あたり1頁程度とします。）

2.4. 担当部局

担当者： 国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術）付

課長補佐 長谷川 広樹

技術係長 辻 亮水

電 話： 03-5253-8111（内線 34-323、34-318）

e-mail： hasegawa-h24g(a)mlit.go.jp

tsuji-r2ij(a)mlit.go.jp

※(a)を@に置き換える。

2.5. 応募書類の提出期限、提出先及び方法

(1) 期 間： 公募開始日から令和 8 年 2 月 12 日（木）12:00 必着

(2) 受付先： 公益財団法人 日本下水道新技術機構

資源循環研究部 畑田、郷野、沖口

電 話： 03-5228-6541

e-mail： k-hatada(a)jiwet.or.jp

r-gouno(a)jiwet.or.jp

y-okiguchi(a)jiwet.or.jp

※(a)を@に置き換える。

- (3)方 法： 上記期限までに、応募書類を e-mail で提出してください。
具体的には、「2.6. 提出形式」に従ってください。

2.6. 提出形式

応募書類と添付書類の形式は下記のとおりとします。

- (1)応募書類 原本データ※¹ : 正および副※²
pdf データ※¹ : 正および副※²
(2)添付書類 原本データ※¹ : 正および副※²
pdf データ※¹ : 正および副※²

※1 原本データおよびpdf データとは、拡張子が doc、docx、ppt、pptx、xls、xlsx、pdf の電子データとします。

※2 応募書類と添付書類における副書類とは、有識者委員会における審査用の書類であり、応募者が特定できないように固有名詞を全て黒塗りした応募書類および添付書類とします。

2.7. 本公募実施要領の内容についての質問の受付及び回答

質問は 2.4. 担当部局までメールにて連絡してください（様式指定なし）。ただし、評価基準や配点等に関する質問は受け付けないものとします。なお、個別の電話による質問には応じられません。質問の連絡期限は、令和 8 年 1 月 30 日（金）12:00 とします。

質問に対する回答は、質問者全員に対して電子メールにて連絡した上で、公募のホームページにも掲載します。

2.8. 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。但し、実施が適当であると判断された応用研究については、協議の上、その概要を公表することができます。それ以外のデータについては、事務局で責任をもって保管、廃棄します。

2.9. 研究活動における不正行為への対応

- (1) 研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）に準じ、必要に応じて会計監査人との連携を強化する等、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、事業実施者の委託研究に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインに準じ、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができるとします。

- (2) 研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

す。

また、国土交通省は、本公募に係る申請について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された当該論文等の著者に對して、指針に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることします。

2.10. 注意事項

応募にあたっては以下の事項に注意してください。

- (1) 同一の技術で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- (2) 1つの公募課題に対して、同一の研究者が重複して応募することはできません。
- (3) 本公募への応募にあたっては、応用研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意してください。
- (4) 応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者側の負担とします。
- (5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- (7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。